

山梨県新型コロナウイルス等対策

Action Plan 行動計画

山梨県

文書履歴

令和7年5月8日 全面改定

用語の略称

(五十音順)

略 称	用 語
法令	
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）
特措法	新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）
その他	
医療措置協定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定
学校等	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の「幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校」及び同法第 124 条の「専修学校」
患者等	感染症の患者、病原体に感染した可能性の高い疑似症の者及び無症状で病原体を保有する者
感染症指定医療機関	感染症法第 6 条第 14 項に規定する第一種感染症指定医療機関及び次項に規定する第二種感染症指定医療機関
感染症対策連携協議会	感染症法第 10 条の 2 第 1 項の規定により組織する山梨県感染症対策連携協議会
感染症有事	県対策本部が設置されてから、特措法によらない通常の対策に移行するまでの間における、感染症危機への事態対処が必要な状況
協定指定医療機関	感染症法第 6 条第 16 項に規定する第一種協定指定医療機関及び第 17 項に規定する第二種協定指定医療機関
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項の規定により医療措置協定を締結した医療機関
GAB（ギャブ）	感染症に関する国内外の専門家で構成する「山梨県グローバル・アドバイザリー・ボード」（Global Advisory Board の略）
県医療計画	医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 30 条の 4 第 1 項の規定により山梨県が定める「山梨県地域保健医療計画」
県型保健所	山梨県が設置する保健所
県行動計画	特措法第 7 条第 1 項の規定により山梨県知事が定める「山梨県新型インフルエンザ等対策行動計画」
県対策本部	特措法第 22 条第 1 項の規定により山梨県知事が設置する対策本部
県等	山梨県及び中核市として保健所を設置する甲府市
県予防計画	感染症法第 10 条第 1 項の規定により山梨県が定める「山梨県感染症予防計画」
甲府市（保健所設置市）	地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定により保健所を設置する甲府市

高齢者施設等	入所系の高齢者施設及び障害者施設並びに通所系・訪問系の介護福祉サービス事業所
JIHS（ジース）	国立感染症研究所と国立国際医療研究センターが統合して令和 7 年 4 月 1 日に設立された国立健康危機管理研究機構（Japan Institute for Health Security）
G-MIS（ジーミス）	全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療スタッフの状況、受診者数、検査数、医療機器（人工呼吸器等）や医療資材（マスクや防護服等）の確保状況等を一元的に把握・支援する「医療機関等情報支援システム Gathering Medical Information System」
市町村	山梨県内 27 市町村
市町村対策本部	国による緊急事態宣言の対象区域とされた県内の市町村長が、特措法第 34 条第 1 項の規定により設置する対策本部
新型インフルエンザ等	全国的かつ急速にまん延することで国民の生命・健康や生活・経済に重大な影響を及ぼすおそれのある新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症（特措法が適用されるものに限る。）
新型コロナ	感染症法上の位置付けが五類感染症になるまでの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
政府行動計画	特措法第 6 条第 1 項の規定により政府が定める「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」
NESID（ネシッド）	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されている「感染症サーベイランスシステム National Epidemiological Surveillance of Infectious Diseases」
発生公表	厚生労働大臣が行う、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症が発生した旨の公表
保育所等	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項の「保育所」及び同法第 39 条の 2 第 1 項の「幼保連携型認定こども園」並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた「認定こども園」
保健所	県型保健所及び甲府市が設置する保健所
YCDC（ワイ・シー・ディー・シー）	山梨県感染症対策センター（Yamanashi Center for Infectious Disease Control and Prevention）
YCDC 専門医	YCDC に配置されている医師
YCDC 専門家	感染症対策センター総長、YCDC 専門医及び GAB で構成される感染症対策の専門家

目 次

第1部 序説

はじめに	1-1
第1章 背景・改定の経緯	1-2
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1-2
第2節 新型コロナ対応の経験を踏まえた県行動計画の改定	1-3
第2章 計画の位置付け・理念	1-5
第1節 計画の位置付け	1-5
第2節 感染症危機への対処における目指すべき姿と目標	1-6
第3章 対策の実施主体と実効性の確保	1-7
第1節 対策の実施主体	1-7
第2節 対策の実効性の確保	1-11

第2部 対策の実施に関する基本的な方針

第1章 対策の目的と基本的考え方	2-1
第1節 対策の目的	2-1
第2節 対策の基本的考え方	2-3
第2章 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	2-4
第1節 感染症有事のシナリオの考え方	2-4
第2節 対応時期の設定	2-4
第3章 対策項目と関連文書	2-8
第1節 対策項目の設定と文書の関連付け	2-8
第2節 複数の対策項目に共通する横断的な視点	2-11
第4章 対策を実施する上での留意事項	2-14
第1節 通則的事項	2-14
第2節 個別的事項	2-17

第3部 各対策項目の理念・目標及び取組

第1章 実施体制	3-1
第2章 情報収集・分析	3-14
第3章 サーベイランス	3-19
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	3-27

第5章	水際対策、まん延防止	3-38
第6章	ワクチン、治療薬・治療法	3-52
第7章	医療	3-62
第8章	検査	3-77
第9章	保健	3-86
第10章	物資	3-99
第11章	生活・経済の安定の確保	3-106

注 各章とも、第1節は「対策の理念・目標」と、第2節は「時期に応じた取組」と題しています。

附属資料

4-1～

用語解説

5-1～

注 ここに記載する用語は、本文の初出において「*」の印を付しています。